

その後大正十五年頃には米屋町の福音路帖教会の説教所はなくなつた、以前はピークや、リツバルドなどの外人宣伝師が来てゐたが、現今(昭和十四年頃)では左記日本伝道師が布教に勤めてゐるのである。

日本基督教会	与賀町	伝道師	高田	銀蔵
福音路帖教会	水ヶ江町	同	坪池	全
天主公教会	松原町	同	山口	宅助

第十八編 風 俗

第一章 佐賀市の習俗

第一節 年中行事 (其一)

佐賀市の風俗は龍造寺氏、鍋島氏以来の久しき因習があつて、その間にまた時勢の変遷、人為的慣例等に依りて改廃されたものもあるであらう、又佐賀市に近接せる郡部地方とも風俗を同じうせるもありて、市、郡の別を為し難きもあり、遠き昔は措て、茲には藩政時代から普通一般に行はるゝ、年中行事を掲ぐることにせるが、ソレとして今は廃れたるもあり又は編者の調査が及ばぬところもあるであらう。

正 月

佐賀で「松の内」とは、元旦より十四日まで即ちかひまつ門松を立てたる間を謂ふ、元旦には年始回礼を為し、二日

は初荷出し、現今こそ元旦に新年祝賀会が行はれてゐるが、以前は年始回礼をしたものであつた、十四日には注連縄、門松などを取拂つて平常に復するのである、佐賀鍋島家の門松飾りは江戸でも、肥前鍋島家の「鼓胴の松飾」として有名であつたとの事である。

六日には其晩に「ホンゲンギョウ」と謂ふ行事を行ふ、家中でも町家でも出入りの村から、藁や青竹を取寄せ、それを各門先で燃し青竹を爆竹させ、又は折り曲けて結び「鬼の手拳」と唱へて門先に掛けて魔拂ひとする、子供達は「吉祥」(吉書)と唱へて吉例の句を淨書し、之を燃藁の上にかざして燃し、其灰が高く舞上れば書方の上手になると、喜だものである。

七日は追儺として家中、町家総て悪鬼を追ふことをする、他國では臘月の末か或は節分の日に行ふが、当地では正月七日に行ふ慣例である、家の各室毎に「福は内、鬼は外」と呼びつゝ、榊に入れた大豆を打ち廻るのであるが、旧藩の頃城中では袴の若侍が其選に当り、其時だけは男が大奥まで入ることを得るのであつたと。

また町家では男女の児童、中には若者なども七福神に假装して「七福神の御入り」と叫びながら、各家に入り込み「福は内、鬼は外」と呼はり豆を打ち、其の報酬には切餅、または祝儀の金銭を貰ふ例があつたが、此の風習は近時漸く衰へて来たやうである。

九日には荒神棚の鏡開き、家々の竈の神として祀れる荒神棚の正月の供へ餅は、「ナマコ」餅として全体に小豆をつけ、海鼠形として真中から斜にの如く二ツ折りにしたのを、三ツ重ねて供へ其餅は庖刀を入れず、手で割て頂き食するのである、又この日は「荒神さんの角力」と云つて子供等が草蓆を持ち各戸の竈の前で、相撲を

鏡餅、鏡餅開き

松の内の終り土
鼠打ち

やアらい芽出た

春 駒

初 午

この川や〜

取り其の報酬に餅を貰ふのであるが、此の相撲も近年衰へかけた。

十二日は家中一般「鏡餅開き」として祝ふたのである。「鏡餅開き」も此日にして、此餅にも庖刀を入れず手を以て割り、焼くなり煮るなりして食するが例で、藩政時代には此日を祝日の内に入れてあつたと云ふ。

十四日、松の内の終りである、注連飾り、門松等を取り除け平常に復する、早朝には土鼠打ちをする、手頃の青竹の端に藁を束ね小縄で巻き、それを以て地辺を打てば爆竹の様な音を發する、児童等はこれを持って数名づゝ組を為し、家々に入りて果樹の根元を左の童謡を唄ひながら打廻り、報酬の餅に喜んで行くのである。

なれ〜柿の木、ならすの柿をば、なれとぞ謂ふた、千なれ、万なれ、億万なれ、うちの子のちぎツ時ア畑の真中きやなれ、他所の子のちぎツ時ア堀の真中きやなれ、十四日の土鼠打ち

尙ほ松の内には「ヤアらい芽出た」として、高岸辺の人達が二人組で袴を着け、芽出たい唄を謡ひ、縮太鼓を叩いて家々を廻つたものである、台所から上り込み節面白く謡ひ納めて、餅や祝儀などを貰ふて歸る、また「春駒」として年頃の若い女が、衣裳も派手に、片肩を抜き、片手に馬の首を作つたのを持って、之も節面白く謡ひ踊らせて来たものである。

二 月

二月になりて最初の午の日に当るを初午と云ふ、稻荷神社の祭日である、佐賀には八幡小路の鳩の森神社だけが独立(?)の稻荷神社で、其外にも稻荷社は沢山あるが、多くは摂社、末社である。

初午の日に婦女は多くば「此の川や」と云ふ行事をしてゐた、これは婦女子の最も大切に作る黒髪が、艶よく長からんことを願ふ行事で

枝無柳したねやなぎの枝、大麥、小麦の禾のき、自己の髪、早稻の藁、木炭、髪ながうし草の七種

「髪ながうし草」は「かしら長うし」とも云ひ、麥に似た草で、ソレを幾つにも割て他の品と一緒に根元を揃へ、白紙に巻き水引で結び、川に流すのであるが、其時女は橋の欄干を脊にして立ち、左のことを祝して、後向きの儘に川に投込むのである。

この川や、この川や、長さ広さは知らねども、流るゝまゝに延べや黒髪

十五日は涅槃ねはん会、即ち釈迦入滅の日である、之は全国的で当地ばかりの事ではないが、寺々では釈迦涅槃の画像をかけて供養する、佐賀では「香ばし」とて米を焦り、粉となして砂糖を入れたるを各戸仏壇に供へるのである。

二十日頃から三月の初旬にかけ、即ち彼岸前後に川干とて多布施川本流の石樋門を堰止せきどめ、同川筋は勿論、市内の小溝、小川に至るまで川浚へがある、五、六日毎に二晩づゝ堰を開けて水を流す、藩政の頃は近郷の各村から、人数を定めて公役くやくを命じ役人出張して嚴重に監督し多布施川本流両側の篠ささ、雑木等も切拂ひ、川床の砂を浚へ洪水の豫防を為し、市内の各町々では此間飲料水も、使用水もなくなるので、川干になれば風呂、桶、樽などに水を汲入れ川干中の使用に供へ置くが例であつた、今は上水道の設けありて、其わづらひはないが水道布設以前大正八年頃までは、随分八釜しいものであつた、但し各戸關係の小川、小溝の清掃浚渫は今も行はねばならぬのである。

三月の節句

三日は上巳の節句、これも全国的のもので往古は三月初めの巳の日を用ゐるし由、宮中では此日曲水の御宴が行はれてゐたさうである、佐賀でも家中又は豪商など、女子ある家はそれ相当に雛壇を設け桃酒などを祝ふものである。

五日から十五日まで十日間、佐賀郡川上村実相院の経会きやうゑがある、佐賀市の行事ではないが市内は勿論、近郷近在の老若男女が袖を連ね、踵を接して経会参りをする、藩政の頃は川上の勸進橋は経会の時分だけの俄橋で、雑踏の際なれば陥落した事もあつたさうで、其時代には警固の役人が目明めあかしを引具し、出張して警衛したとの事である、殊に其頃は桜花満開の季節で、他藩の久留米、柳川方面からまで参詣者があるので、此等に對する当藩の、防諜取締りもあつたらしい、此の経会に就ては川上の実相院と木原村の福寿寺との間に、本家争ひ(?)があつたとか、今は其の時期を違へて行なつてゐる。

十九日から二十日まで、佐賀郡本庄村の高伝寺で釈迦堂と唱へる経会がある、之も当市の行事ではないが、市内、近郷近在、久留米、柳川辺から参詣人があつて賑やかである、此の釈迦像は高津浪の際、柳川当りに支那から流れ付いたと云ふ伝説があつて、柳川方面の信仰は別段深いといふが、釈迦像を彫刻せる木材が白檀びやうだんとか、沈香ちんこうとか云ふ香木であるから参詣人の中には竊かに双物きうぶつで之を削り盗んで行く者あるより、何時の頃よりか釈迦像は、狐格子きつこうしの内にに入れてあると云ふ。

四 月

灌仏会、蚊帳の引初め

八日の灌仏会は釈迦の誕生日で全国的の行事だが、当市では各寺院は本堂前に、小さき四足堂を出し、其の

屋根は春菊や色々の花もて葺き、中に小桶を置き中央に天上天下唯我独尊の裸躰の釈迦像を安置し、甘茶を之に掛けて布施するのである、女童おんなわらべなど燗瓶かんびん様のものに其の甘茶を受け帰るのである、又此夜から蚊帳の引き初めを為すのである。

十日より十二日まで、松原神社、佐嘉神社の春祭りが行はれる、佐賀では単に「お祭り」と云へば、此の祭典を云ふのであるが、十日は松原神社の宵祭り十一日祭典日、また佐嘉神社は十一日が宵祭り十二日が祭典日である、即ち松原神社祭典から、連日の祭典で各種の露店軒を並べ、見世物興行や能のう、其外色々の奉納あり、郡市の人出甚だ盛んである。

十三日は万部島なる、江藤新平、島義勇其外明治七年佐賀戦争戦死者の招魂祭が行はれ、遺族及び関係者が集りて此祭典を行ひ、奉納手踊りなどの餘興がある。

三月の末から四月にかけ、旧藩時代より家中も町家も都合よき日を選びて、川神祭を行ふ此祭りは個人々々で行ふもので、藁で円座を作り、小豆飯を円錐形に握つて供へ、種々の供物を載せ、「ムツゴロウ」と云ふ魚生の饘なま二尾、口に篠ささを通して、青梅の枝ともに、円座の中央に上げ、白紙に伊勢蝦なまづ、鯰、胡瓜、茄子を描き、帆の如く結び、燈明を点して川に流して水神を祭るのである、殊に佐賀は井戸少なく、以前から一切川水に依らねばならぬ所だから年一回は必ず此の祭りをしたもので、其日は親戚知友をも招き饗応するのが例である。

五 月

五月の節句

五日は端午の節句で、之も全国的で男子の將來を祝ふ菖蒲の節句である、五月に入れば鯉職、吹流し、定紋

万部島の招魂祭

川 神 祭

松原、佐嘉両神社の祭典

六月朔日

祇園会

松原神社の夏祭り

染めの剪ましき絵をかける幟などを門先に立て、翫具の槍、薙刀、武者人形なども飾る、幼児の初節句には親戚知己より祝儀を贈り、その家では祝宴を開て此等の人を招く。

此日から佐賀では昔は帷子かたびらを着る風習があり、藩政時代に此日の登城には、帷子の上に麻袴あさがらしもを着したと云ふ、氣候の変動で冷気を覚ゆる時は、重着かさねしても上には紋附きの帷子に麻袴を着用してゐたものであつたと、尙ほ中ノ小路では此日流鏑馬かぶさりを催されてゐた由。

六月

朔日には夏の邪氣を払ふとて、其朝に梅干、「ふくしゆう」、生小豆なまあづき、味噌みそを食し、また氷餅こりもちを食する風あり。

世上、祇園会とは六月十五日の祇園社の祭例を謂ふが、佐賀では神社にも仏閣にも又は町の辻々に祀る恵比須神の祭りも、地藏尊の祭りも、觀世音の祭りにも総て六月中の縁日や祭典には之を「祇園」と唱へる、高寺の祇園、天神さんの祇園と云ふが如きで、其日は社や寺の境内には店を並べ、手踊りなどの催しがある。

松原神社の夏祭り、所謂「祇園」は七月二十日(昔は六月二十日か)にして、昔は新馬場の東端に頓宮を設け之に神幸ありしが、久しく中絶しゐたのを大正十一年七月二十日より再興し、通小路の東端に神幸ありしも、洪水のため方部島に變更し、今は北堀端の閑叟公銅像園に神幸あり、市内の消防組が各部輪番に、神輿(三麻)其他に奉仕せる例により、今尙ほ警防団消防班より之を奉仕するが、此祭典も亦相当に参詣ありて人出が多い(此記は旧時の例に依り六月に記入)

第二節 年中行事 (其二)

七月

七夕祭

七日の七夕祭りも全国的で大体同じであらうが、佐賀では七色紙を短冊型に切り、文字を書き又は着物型に裁ちなどして、笹の枝に結び付けて立て机を縁先に出し「爪紅つまぐれ」の花や、西瓜、饅頭、燈明など供へ祭りをする、朝来「七夕饅頭」の売声がすれば子供が飛で買ひに出る、また「七夕棹」の売声を聞けば主婦連か買ひに出る風がある、昔し寺小屋時代には、此の七夕祭りが盛んで弁当べんとうを拵こしらへ、親々まで(師匠の宅にか)出向いたものであつたと。

四万六千日

九日の夜から十日の朝にかけて、四前六千日と謂つて観世音信仰の家や、観音講の婦人連は観世音菩薩を厨子の儘を門先かどさきに安置して仏壇を飾り、参詣の人に、お茶や煮豆などを接待する、十日の夜の引明けに「夜明け参り」として、観音堂に参詣する人々もあるが、当夜の参詣は四万六千日に掛け合ふとの信仰上の説があると。

盂蘭盆会

十三日の夜から十五日の夜まで盂蘭盆会の精霊祭りである、之も全国的で、祭の方法など大同小異であらうが、佐賀地方は十四日から各宗の僧侶は、各檀信徒の家を往訪して綱経を誦し、初盆の家には親戚知人より盆提灯などを贈りて其霊を慰め、十五日の夜は精霊流しと謂つて、仏前の供物を船に載せ、燈明、線香、盆提灯などを点し、汐時を見て今宿江湖、匣外江湖または自家附近の川に流す、其の船を「精霊船」と云ひ、大きいのは人が乗つて操る位なものがある、此夜今宿江湖などは、此の精霊船流しで大に賑ふ。

御 来 迎

八 朔

名 月

後 の 月

猪 の 子 の 餅

二十四日の夜更け、「御来迎さん」と称して月の出を拝む、牛島町の橋際などは最も好適の場所だと云ふ、此の夜、月の出は三昧にして瞬間にして合して一昧となる由、之を拝めば盛運にして吉事多しと、依て人出多く宵の内より其附近は、店なども出て頗ぶる賑かである。

八 月

朔日、即ち八朔として昔は五節句の内であつたと云ふ、此日町の子供は「たのんびつきい」と称へて、重箱の中に豆腐きくらげもて蛙を作りて入れ、之を配り見せて祝儀の金品を貰ふのであつたが、今は此の風習全く廢れてしまつた。

十五日の夜を「最中の月」と云ふ、之亦全国的であるが、佐賀では之を「豆名月」と称へ、椽先きに机を出し、柿、栗、枝豆や「きぬかつぎ」と云ふ小芋いもなどを供へ、花には秋の七草を活けて此名月を祭るのである、風流趣味の人達は此夜、詩会、和歌の会、謡会、管絃会を催し楽しむのである。

九 月

十三夜は「後の月」と云ふ、佐賀では「芋名月」と称へて居る、此の夜も文人墨客の間には月見の宴を開くもあるが、一般にはソレ程の行事もない様である。

十 月

猪の子の餅ちまとして亥の日に餅を搗て食すれば、万病を除くと云ふこと、何時の時代より始まりしか、延喜式にも此事ありと云へば、其始めは蓋し久しい事であらう(和漢三才圖會)、佐賀でも古く行はれたる行事であるが、今は

松原社、佐嘉社の秋祭

供日

与賀社の荒れ御興

大黒祭

衰へかけてゐる様である。

十日から十二日まで、松原神社、佐嘉神社の秋季祭典が春同様に行はるゝ、春は佐賀市、秋は佐賀郡の主催だと云つて、郡部から浮立などの奉納がある、其の賑ひは春に劣らず。

十月から十一月にかけて、佐賀地方には「供日」として氏神の秋祭りが行はれる、佐賀市内では與賀の宮の供日が十月廿九日、龍造寺八幡宮の供日が十一月十五日、牛島天満宮が十一月廿五日で、神野の掘江神社の供日は、以前は十一月十五日であつたそうだが、近年久しく十一月三日に行はるゝ事となつてゐる、「神野の浮立はデンガタガタ……」とは古くからの謂ひである。

與賀神社には市外八戸村仕立の「締元」と云ふのがあつて、先払ひに等、挿箱、大鳥毛、纏、三間槍などが列り、若者は何れも奴姿やつこすがたで之を振り神幸に加はるが、與賀神社の御興は「荒御興」として、氏子や若者が之を担ぎ、進みては引戻し、進みては引戻し、行進荒ら／＼しい神幸で、清和高等女学校附近に在る頓宮まで、僅かな所を数時間かゝるが、之で怪我人けがにんは一人もないと謂はれてゐる、頓宮は以前は北に十間堀ありて老杉鬱蒼として繁り、実に好適の場所であつたと、神興は即日還幸ありて本殿に鎮まる例である。

十一月

初めの子の日に、大黒祭りとして大黒天を祭る、鰯二尾、二股大根、其外の供物を供へ、帳簿などを一緒に飾り祭る、昔し城中では濠を干し、川魚なども供へて祭つたとの事であるが、今は此の行事は如何になれるものか知らず。

八幡供日

十五日は龍造寺八幡宮(小路)の供日である、昔は八月十五日の放生会に、浮立の奉納などもありて頗ぶる賑やかであつたが、今は此の神事が廢たれ、十一月の供日だけが行はれる、同社の氏は、市内八幡小路、中ノ小路、松原小路、片田江の七小路、水ヶ江、唐人町等モト家中の小路が多いので別に賑いの催しものは無つたやうだが、今は境内に舞台を設け、手踊、俄かなどの催しがある。

二十五日は牛島天満宮の供日である、旧藩時代に時の執政鍋島安房から、節約の折から故、毎年の様に仕立狂言などは罷り成らぬと触出した所、氏子総代等は年々の例なれば、枉げて許可されたしと願ひしを儼然として差止められたと云ふ挿話がある、年々の任来りに依り、矢張り今でも手踊り奉納を例としてゐる様である。

神野太明神、即ち掘江神社の氏は神野村ばかりで、昔は高木村と竜造寺村とに狭まつた村で、祭礼の日が竜造寺村も高木村も、神野村も皆十一月十五日の同じ日であつたとのこと、神野神社の浮立は竜造寺隆信時代に、弘治二年の雨乞ひの時、神職の掘江玄蕃と云ぶが、浮立薬の拍子を改良して、之を「玄蕃流」の浮立と云ひ、村の誇りとし神野の浮立と喚ばれてゐるそうである、近年久しく十一月三日に供日祭礼を變更され、浮立も奏せられてゐるが矢張り、此の玄蕃流の浮立が奉納されてゐる模様である。

十二月

十二月の朔日には「河渡餅」とて、小豆塩餡の所謂よ、これ餅を食したものである、此の日、河渡り餅を食すれば、水難を免るゝと云ふ伝説がある由、土地に依りては朝日の晩に食するもあり之を「宵河渡り」と云ぶが、佐賀では大抵、朝に食するらしい。

河渡り餅

牛島供日

神野供日

十三日の温膾

煤拂ひ

大晦日

衣類

十三日、所謂「十三日別れ」とて、一ヶ年無事に勤めた、下女、下男が主家に別れを告げて各自の実家に帰る日である、此夕は「いわしなます鱒膾」として乾鱒はしいわしを入れて温めた膾を食膳に据へるのが、各主家とも例である。

煤払ひ、現今の如く春秋二季の大清潔法が行はれ、ば、煤払ひの必要もないであらうが、昔は各戸とも年に一度、十二月となれば煤払ひを行ふたものである、其の期日は各家の適宜な日で大抵十二月中旬から下旬に掛けて、此大掃除の煤払ひを行ふのである。

師走しはすの三十日を大晦日おうみそかと云ふ、また「つ、ごう、の、日」とも云ふ、此日は各家とも一家揃つて晩食の膳に付いたもので、之を「つごうぞろひ」(家内皆な)と云ふ、藩政時代家中では何れも鯛の庖刀として皆な鯛の膾を食せし由、城中では藩公の面前で袴かみしもを着けた、料理方が大鯛を料理する儀式があつたと、是は藩祖の朝鮮出陣の時大鯛船中に飛込みしを捕らへたので、佐賀の方言で鯛を「ぶい」と称するより「ぶい」は「武威」に通じ、武威を発揚するに擬したものだといふ。

第二章 民風

第一節 衣食住

衣類 佐賀では一般に木綿和服が常用せられ、官公吏は洋服であるが、宅に在りては矢張り和服を纏ひ、知識階級にも和服が用ゐられてゐる、商人は角帯かどおび、前垂まえだれ掛けと云ふ風である、併し他所に出掛る時などは亦近来洋服を着するに至つた、学生も以前は袴着用であつたが今は常に洋服を着用してゐる。

食 事

髪形は昔は男子も髷を結ぶてゐたが、明治時代となりて散髪となり、一時「分刈り」が流行したが、近來また丸摘みも流行する様だ、婦女子の髪は日本髪から束髪となり、小学校通ひの女兒は今も断髪（おかつば）ばかりで、女学生は両方に髪を振分けて結び又は組んで下けて居る、婚礼其他の式等には紋服、白無垢、袴、羽織、女子は紋附、白無垢等を着用し、髪も文金島田、丸髷など結び、葬式には「精進髪」を結ぶのである。

明治の中葉位までは「ビツタイ」と云ふ履物があつたけれど今は見受けず、草鞋も地下足袋に、脚絆も「デザートル」に変遷したが、振袖の衣服は今尚ほ愛用され、婦女子の簡單服、エプロンなど近代の流行着として広く用ゐられてゐる併し男子の仕事着には大抵洋服、地下足袋を用ゆる様になつた。

食事 食事は一日三食が普通で、朝は大抵茶粥を用ゆる家が多い、茶粥はモト神埼郡蓮池より流行したとの事であるが、朝は之を食し晝と晩とは飯を食する、農家は大抵麦飯、粟飯となつてゐる、また饅飩、素麺なども用ゐられてゐる、副食物は、蔬菜、味噌汁などを用ゆる、魚肉、獣肉、鳥肉をも用ゆる、若し家に死亡者があり、或は精進日となると、鳥、獸、魚肉一切を断ち、精進終れば、平常の食事に復するのである。

住 居

住居 先づ地鎮祭を為し、地均しを行ひ「石ほう搗き」と称して、礎石を据ゆる箇所を固めを為す、此日親戚、知人、近所などから「石ほう搗き」の加勢に来り、赤鉢巻など締め「石ほう歌」に拍子を取りて搗き固める、棟上げには弓矢を造り、家の將來を祝福して上棟式を行ひ小餅を建家の屋根から撒き、一重ねの餅は棟木に供へて祝宴を開くが通例である。

家は藁葺き瓦葺等で、藁葺は大抵平家造り、瓦葺は多く二階造りである、近來煉瓦造り、スレート葺きなども見受けるが、三階建ては大抵旅館等に多く、和洋折衷は学校、官公衙、会社、銀行等に多い、佐賀市は藩政時代か

ら質素な土地で、殊に閑叟公の儉約嚴命の事などあり、市民の脳裡に貫徹して市内目貫きの場所にさへ、藁屋根が多かつたが、大正の初年頃に市条例にて市内を一等地、二等地、三等地に区分し藁屋根を改造せしめ、將來の建築に藁屋根を禁止したので、漸次市内に藁屋根の影を没するに至つた。

第二節 冠 婚 葬 祭

元服 元服とは成人を表する礼にして昔は大抵少年が十五歳位になれば元はじめで大人の服を着、冠を加へ幼名を改めて実名を名乗るのであつて人生の大礼としてあつた、後世は貴人の外は多くは略して前髪を剃るのみとなつた、所謂一人前となつたと云ふのであるが今は此の大礼廢れて行はれざるに至つた。

婚禮 媒介者を立て結婚の話が纏まれば、一舛固め(一生の意)とて酒一舛と肴を嫁の宅に贈る、そして黄道吉日を選び結納を取交はし、婿の宅から茶其外蓮根、午莠に至るまで立派に飾立て、贈り「茶婿入り」とて媒介者に伴はれ、婿の方より嫁に宅に行く、嫁の宅では結納披きを為し親戚知人等を招き宴を張る、此の招待を受けば嫁に贖はなむけを贈る、結婚の日となれば簞笥、長持など嫁入道具を運び、「長持歌」を唄つて威勢よく婿の家に送り込むのである、嫁を迎へると三々九度の婚禮の盜事あり、媒介者は其の都度謡を謡ひ、三番の謡ひが済むと婿の両親や兄弟と嫁との盜ごとあり、更に席を改めて祝宴に移るのであるが、近來、神前結婚として、神前に於て夫婦の盜を執行し、氏神の前に夫婦の誓ひを立つる式も流行してゐる。

出産の慶祝 妊娠すれば五ヶ月目に「着帯祝」として親戚知人を招きて祝宴を張り、妊婦は産婆に依りて岩田帯を締める、「頼み茶子たのちやこ」は分婉の時、世話を頼む意味で嫁の里方から産婆や嫁入先きの近所に酒肴を饗す

餅踏み

紐解きと禪祝ひ

厄入り

還暦

喜寿、米寿

葬祭

民風

るのであるが、「頼み茶子」は着帯祝ひと同時に行ふもある。産児を分婉すれば近所、親戚から「産見舞」として初着などを祝ひ、出生後五日目、女は七日目には「名付け」即ち命名の祝ひを為し、三十日目には「日晴れ」として産婦は産児を抱きて、氏神に参詣して其將來を祈り、親戚知人近所の宅に出産の回礼を為す、此時産児の衣類の附紐に幾らかの祝儀錢を結び付けて遺るが例であるが、また親戚近所の主婦を招き茶子をやる家もある。

餅踏み 生児の第一回誕生日に産婆を招き、生児に餅を踏ませる、男は草鞋、女は紅緒の草履を履き、紋服を着て産婆に抱かれ、一種の祝謡を唄ひ産婆は箕に飾れる餅を踏ませ、終りて書物、算盤、斗搔、筆などを並べて生児に取らせ、其取りたる品物に依り生児の將來を卜ると云ふ、此時も近所や親戚を招きて餅踏みの祝宴を張る。

紐解きと禪祝ひ 生児三歳になれば、紐解きとて衣服の附紐を取り帯をさせる祝事あり、嫁の里より生児に祝ひの帯を贈る、また九歳になれば「禪祝ひ」として禪を締める祝ひをする何れも親戚知人を招くのである。

厄入り 男は厄入り四十一歳、厄晴れ四十二歳といひ、この厄難を免かるゝ為め近親知友を招きて祝宴を張る、女は三十三歳を大厄の年といふ、還暦は六十一歳で子から贈られた赤襦袢を着する、喜寿は七十七歳、米寿は八十八歳の時にして男は之を「斗搔祝ひ」といひ、女は「尺引き」の祝ひといふ。

葬祭 死人は頭北面西として必ず北枕、西向きに寝かし、枕頭の机に一本花、燈明を供へ、仏飯を上げ枕経を誦す、其夜親戚知人は徹夜して伽を為す、納棺の時は死人を沐浴せしめ（此時は、盥の底に水を入れ上に湯を入る）白装束に着替へさせ、頭陀袋の中に四十九枚の一文錢を入れて首に掛け、手は合掌させて珠数をかけ、

足袋、脚絆に至るまで総て白を用ゐる。納棺終れば別れの杯して棺の蓋を締め手頃の石もて釘を打つ、葬儀は大抵寺で行ふが、間には自宅で告別式を行ふもあり、親戚知人の会葬ありて知人等は門札と称して寺の門際に立て会葬の札を為す、今は土葬より火葬が多く、或は火葬場に於て葬儀を行ふものもある。

葬式の翌日は三日詣りとして必ず寺に於て輕微な供養を営むが、七日は供養茶講し、四十九日には法要を行ひ忌明けとなる、この法要は三十五日目に取越し行ふもあるが、忌明までは所謂「日をかぶる」として万事謹慎して神社への参詣、人寄りの場所へも遠慮する、其後は百ヶ日、一週忌、三年、七年、十二年、十七年、二十五年、三十三年、五十年、百年等の年忌、に法要を営むのである。

第三節 土 俗 (其一)

年取り 正月元旦の年取りは家々に依り、多少異つてゐるが大抵は恵方に向て、三宝に橙「ところ」、栗、密柑、昆布、鰯などを飾り、別の三宝に年の餅を飾り、それに礼して今年の幸福を年徳神に祈り、屠蘇を酌み直來の膳に就き雑煮を祝ひ、黑豆、數ノ子、座り鰯、煮附け、吸物及びくさくさの馳走に、更に燗酒を酌む、年取り前に朝湯に浴するが、朝湯は若水を以て沸かし橙を切りて其湯に浮かしあり、年取りは朝の内に行ふが例なれど、家に依り又は家業に依りて正午過に取る家もあり、年取りの時は総て戸を締め、外来の人を入れず、また当日は二食である、年取りが終れば戸を明け衣服を改めて回礼する。

明治の末葉より新年祝賀会が、武徳会場、または公会堂で開会されてゐたが、為に其後は年始回礼者も尠くなつた、但し一年一度の回礼を之に依て済すことは、礼儀上如何のものかと考へらるゝ。

消防組出初式 佐賀消防組の新年出初式は、毎年正月四日を以て行はるゝこと、久しき例であつた、此日は

- | | | | |
|-----|-------------|-----|----------------|
| 一番 | 下今宿町、紺屋町 | 二番 | 材木町 |
| 三番 | 高木町、上声町 | 四番 | 牛島町、柳町、蓮池町 |
| 五番 | 元町、呉服町、東魚町 | 六番 | 白山町 |
| 七番 | 寺町 | 八番 | 唐人町、唐人新町 |
| 九番 | 米屋町、中町、多布施町 | 十番 | 伊勢屋町、岸川町、伊勢屋本町 |
| 十一番 | 点合町、西魚町 | 十二番 | 六座町 |
| 十三番 | 長瀬町 | 十四番 | 道祖元町、本庄町、匣外町 |
| 十五番 | 八戸町 | | |

の各消防組は早朝、最寄りの神社、学校の校庭等に集り、消防小頭の指揮に依り、先づ神社、学校等に祝水を注ぎ、次で各町各戸に祝水を掛け廻り、小水樽、大水樽、勢子係り、鎌役、鶴首使ひ、纏、シハン（提燈、旗等）など、各年齢に依りて其任務に就いたものである、当時の消防夫は拾五歳以上の男子を徵集したので、多きは一組八、九十人、少きも五、六十人を下らなかつたが、明治の中葉に至り、公設消防組として十部に区分された、出初式は矢張り一月四日で、佐賀警察署の「火の見」の半鐘を打ち鳴らせば、十部の消防組は纏ひを押立て、佐賀署前に集合し、署長の器械、器具、服装等の点検あり、次で北堀端で警察部長、同様の点検を為し、ソレより駄足行進を以て、順次に県会議事堂前に設置せられた、假設火事場に駄付けて半鐘を合図に標的に向て、放水競技を為し終て警察部長の講辭、訓示、市長其他の祝詞、永年勤続者の表彰等あり、終つて松原、佐嘉両神社に祝水を放注し、各部消防組は各町内を放水し回る、大正十一年神野町の合併後は十一部となり、近時警防団に合せられて町々の放水も止んだ。

裸行者 毎年正月十八日の晩、「裸はだかの行ぎょう」とて裸躰となりて、佐賀から小城清水の觀世音まで駈行きて匍乞ひを為し、觀世音に詣で歸る願行がある、病氣平癒祈願などは素よりであるが、酒造業者の宅などでは、其年の酒の醸造に誤ちなからん事を念じて、酒男さかをとこ等が此の願行を為すもあり、団体の裸行者は多くばソレであると、昔は裸一貫で駈けてゐたものだが近年は薄肌肌着一枚を着用して駈け行くのである。

辻々の蛭子神 佐賀市内の辻々の家には蛭子神を祭つてある、正月二十日には、供物を上げて其の祭りを為すが、何れの時代より初まりしものか、之は他国には多く見受けぬ佐賀独特の土風であらう。

庚申待ち 庚申こうしんまちとて昔は寝ずして夜を徹せし由、中頃、夜の八ツ時(今の夜)の二時(の二時)まで寝ずして夜を深かめたるやに聞く、庚申とは「かのえさる」で、其の日に当る行事であらうが、此の事何の縁起であるか、また今は此事あるやをも知らず。

針供養 二月八日に行ふ、此日は裁縫の業を休み、折れたる針を集め粟島神社に納める、又豆腐を求めて之に針を刺して供養し、婦人の為に盡せる針に対して、感謝の意を表するのであるが、地方に依りては十二月八日に行ふ所もある。

往昔佐賀城中で行はれてゐた針供養は、十二月十三日で其日は、豆腐、昆蕪、大豆などを煮かて土器かわらけに盛り、城内勤めの女の部屋へやの針箱はりばこに供へ

「エ、やらぎ、まいた、今年ことしやよい年、きやらぎまいりを見さいナ、あのき、このき、おき、のき

と謂ふ唄を三度繰返へして供養し、アトは新参の女中などの踊りで賑やかに、一夜を送つてゐたと謂ふ。

川干 毎年春の彼岸前後に多布施川の樋門を堰止め、水は嘉瀬川に落し、五日乃至七日間づゝ三回に亘

り、川浚への行事を行ふ、之を「川干」または「干落ち」と云つてゐる、大正五年からは市内に上水道が出来たが、其の以前は川干となれば其間の使用水、飲料水を貯水する為め、水甕、桶、風呂などに水を貯ふべく、市内の水汲場には此等の人々が蟬集する、その風景は佐賀地方独特のものであつた、また此川干には水が落ちるから、魚を捕えんとして子供が川に入り戯れ遊ぶものも多く、之も地方色の一ツであらう。

彼岸茶講

彼岸とは仏家の語にして、生死しやうじの此岸より涅槃ねはんの彼岸ひがんに到る義である、春分、秋分の日を中日とし其の前後の各三日を合せ七日間を彼岸と謂ひ仏事を修めて善を勧めるのである、此間道俗とも諸仏に詣で、亡靈に供養するのである、之は我国聖徳太子の時代（又は奈良朝）（時代とも云）より初まつたもので、印度、支那には此例がないと、佐賀では此彼岸に寺や墓に詣で、彼岸茶講として「萩の餅はぎもち」などを作りて自仏に供へ、近所に配りて供養する、各寺々では説教を開座し、特に高木町の願正寺などは善男善女の参詣多く、又彼岸遍道して各寺を巡拝する風もある。

川舟遊び

毎年梅雨つゆ明けとなれば、多布施川の舟遊びが初まる、舟は大抵護国神社側の水汲場に艤せられ、ソレに酒肴を積込み芸酌婦を侍らすもある、川舟に棹こさして往々水泳きや川魚捕りなど遊び戯れつ、石井樋いひまで溯り茲で充分の水遊びを為し、夕方から復た川を下る、舟中には絃歌湧き笑声起り、一日の興を盡して護国神社側に返るが、間には夜間を利用して盛夏一掬の涼に浴せんとする者もある、其の期間は七、八月の盛夏の交であるが、近來唐津海水浴の為め、この舟遊は以前の如く盛ならざるやの傾向を呈してゐる。

盂蘭盆

当地の盆祭りは藩政時代の其儘に、旧曆七月を以て執行して来たが、明治三十九年から初めて太陽曆を以て執行する事となつた、併し尙ほ各人には徹底せざるものありて、或は供物、香華の点から、或は

時候關係から種々異論ありて区々に行つてゐたが、其後佐賀商業會議所なども斡旋する所ありて、陽曆八月を以て行ふ事となつた、其當時に於ても陰曆、陽曆、または陽曆八月など区々の盆祭りをしてゐたけれど、現今では大抵八月盆を執行するに至つた。

盆踊り 昔の事は知らぬが、佐賀では盆踊りは他地方のことのように聞てゐた、昭和十一年ごろ佐賀市各宗聯合会が設立されたから、盆踊りが初まつたやうである、高く檜ハヤシを設けて其上で大鼓を叩き歌を唄へば、歌に合せて拍子を取りつゝ、團扇を持つた老若男女の群れが檜ハヤシを廻りて輪行しつゝ踊るのである、其の歌詞一、二を紹介しやう。

「盆は嬉しや別れた人も、晴れて此の世に会ひに来る

「雲の間から羨ましげに、踊り見てゐるお月さま

「踊り踊るなら手拍子を、け、調子付かねば唄も出ぬ

第四節 土 俗 (其二)

菱賣り 八、九月頃から、十月頃まで、毎日、毎晩一斗箆を小脇に抱え、姐さん冠りの手拭ひも床しく「菱やいよう」と、街路を流し歩く声は実に情緒纏綿たるものである、此の菱売女は市附近の村落から出て来るのであるが、菱にも亦一種の風味があり、此の菱売りも亦佐賀独特の土風である。

お籠り 秋の彼岸の中日(或は春、秋兩彼岸の中日に行ふもあり)、家族一同、または組合中、氏神の拜殿に参籠して、家内安全、息災延命、家運長久の祈願を為す、佐賀ではソレを「お籠り」といふ、当日は各自に弁

当を持参し料理を調へ、参籠するのが例である。

供日鮎賣

氏神の祭礼日即ち供日くじちには、佐賀では必ず赤飯と「鮎の昆布巻き」といふ料理が無ければ、日でないような気がするとは、一般の風習であるから供日の前日までは所謂「供日鮎」売りが頗る多く、これも亦佐賀の土風である。

魚釣り

魚釣りは大抵春夏秋冬を通じて行はれている様である、魚籃と餌箱と釣棹を携へ、朝から釣りに出かけ、市附近の濠や川などに釣りを垂れて一日の逸興を楽しみ、約三、四斤の獲物をして家路に就くが普通である、獲物は季節に依て異なれど、多くは鮎、鰻、雑魚で時には鯉釣りに出掛る事もあり、また沙魚や鰻釣りに行く事もあり、大抵素人の業業であるが間には玄人ソチ退けの太公望もあるらしい。

子待ち

十一月の甲子きのえの夜(或は初の子の日とも云)子の刻(夜十時)まで大黒天を祭るをいふ、床の間の大黒天には五ツ組の臍部で、鮎の昆布巻き、豆腐、大根膾、黒豆飯、麩の汁などを供へ、別に二岐大根、露、河豚等「ふ」の字の付く七種の供物(若し揃はねば服紗、風呂敷等の品物でも宜し)を供へ、屏風または幕を張り、其内で祭る、蓋し福を外に出さぬ意なる由、其の供へを頂く者は両親と後継者に限り、二男、三男、娘などは他所に家を持つ者なれば、之亦福を外に出さぬ意で之に与からすと云ふ。

浮立

浮立は風流とも書てある、神の祭に奉納する最も地方色豊かな郷土芸術である、浮立には「面浮立」として鬼面を冠るもあるが、当地神野の浮立は「玄藩一流」として、面は用ゐぬのである、其の総人員四十八人で、大太鼓一人、笛五人、モライシ(鼓)十四人、鐘打ち廿二人、後巻四人、太鼓擔き二人より成りて、大太鼓打ちは「天月」と称する物を冠り、腰の辺りに苴蔭を附け、浮立の拍子に合せて所謂「天月舞てんつきまひ」を舞ふ、「天月」とは

天津乙女の天冠に儼取り、半月を作りて戴ける冠り物で、天鈿あめのつづもの・女神かみらの神楽に擬せる謡曲の舞ひ二曲を舞納む、祭礼当日には正十二時、同町草場の頭（東神野、西神野、草場の三字に頭があり）で三拍子を浮立して、三ノ鳥居及び拜殿前に奉納、社殿で「道行き拍子」を演じて三度廻り、次に一ノ鳥居の西側「丸堀」の池畔に於て三拍子、次に浮立場所
で三拍子、ソレより縁喜を寿くとて学校其他諸方を打廻ると云ふ。

稻小積み 佐賀地方では稻を刈倒して直に收納せず、田畝に積重ね翌春までも其儘とし、春の日永がに漸次之を收納するのである、之を望むに幾百万の藁の塔を田畝に立並たる観あり、蓋し当地方は耕作田の比較的広い為め、農家の手が直に之を收納するまでに行届かぬ故であらう、而もその稻束一把でも盗み去る者なきは、亦一の美風といふべきである。

婢僕の出替り 例年十二月十三日を以て、各家の婢僕は一年の年期として、出替りを為すの例である、其日は「十三日膾」として干鰯ほしいわしを入れた大根の温め膾やら、五ツ組の食膳を婢僕に供へる風習である。

下肥約束 佐賀地方では下肥しもこ即ち屎尿汲取りを「うらひき」又は「やしない波み」と云ひ、毎年十二月に入れば、農家は「うらひき」の相談を市内の各家に為してゐた、ソシテ十二月十三日頃までに、其約束を纏むるのである「うら代」だいは大抵糯米もちこめまたは米を以てし、家の人数により多さは一年に米何俵とか、少きは何斗とかで決めて「うら」を引くのであるが、大正の末年頃から農村青年等は、街に「うら引き」に行くことを嫌つて、来ぬ様になつたので今では却て反対に、「引かせる方」から引き賃を出して頼まねばならぬのである。

水か、り山伏 毎年小寒大寒の頃になると、修験者の一組が一人は修験者其儘の姿で、法螺貝を吹き、一

人は禪一貫の真ッ裸で腰に注連繩を張りて町を廻はると、各家々は門先きに手桶などに水を入れて出して遣ると、夫れを片ツ端から經文を誦しつゝ、被かぶつて行く、間には意地の悪い人が、面白半分、困らせ半分に半切(盥の大)などに水を湛へて出して置くと之も巧みに躰を屈めて水を被る、尤もソレには巧拙の技はあるが、鬼に角水は被つて行くのである、其直後から一人の修験者が三宝を持つて、各家の志を乞ふて行くのである、之を「水かゝり山伏」と云ひ、山伏修業の一ツであると。

廿三待夜 これは毎月陰曆二十三日夜、月の出を拜んで寢に就くもので、「廿三夜仲間」とて、思ふ人々が仲間を作り、輪番に集會し月の出まで寢ずして毎月行ふのである。

八天講 数名乃至十数名が講中を作り、毎月二十四日「火の神」とせる八天社に参詣して、自家より火事などを起さぬ様、祈願するのである、佐賀では多く神埼郡仁比山の八天社に、参詣するが、其時は「麴断ち」と称して味噌、醬油の如き原料に麴の入りたるを食せず、食物調味は只塩のみを以てするのであると。

観音講 之は毎月十七日、或は十八日の夜、観音菩薩を信仰する婦人連の講中にして、輪番の集會所に集り、観音菩薩を祀りて、現当二世の利益りやくを祈願するのであるが、集會所では晩食などを接待して講中の人を待遇し、其夜十時頃散會するを例としている、婦人連には一ツの慰安として楽しき寄合である。

彦山参詣 藩政時代より肥前の各地から、毎年豊前の英彦山三所大権現に、團体的参詣を為す風習がある、佐賀市民も其風に倣ひてか矢張り彦山参詣を為すのである、往昔鍋島家の祖先鍋島平左衛門藤原清久、幼時より深く神仏を信じて、常に豊前の彦山三所大権現を信じ毎歲参籠せるが、十八年目の二月十四日夜、及び十五日夜の両夜重ねて靈夢を被むり、「汝此年月我れを信するを以て、世々值遇の本尊を授けん、当山俗躰獄

の南、材木石といふ所に来るべし」との事なるより、十六日の暁、同行の徳善院(佐賀郡嘉瀬村)を先達とし、彼の材木石に詣でたるに、折りしも深雪して峰、谷の見分け付かず、道を此処、彼処と尋ねる内、清久は足踏みながら谷底に倒落した、此時左の手に押へ持ちしを見れば、光明輝く俗体権現の金像であつたので清久、瑞喜の涙を流して押頂き、懐中して下向し其の館に祀りたるに、或夜又靈夢に依り、佐賀郡嘉瀬村の徳善院の宝殿に之を納めたといふ、此の靈驗顯著の故を以て、而も藩主の祖先が此の利益りえきを被つた事なれば、後世藩民まで参拝を絶たぬものか(？)、昔は彦山参詣の人々は多くは同山の山坊の宅に泊り、上宮して帰つたものだといふ

年の餅搗き

十二月に入れば十四、五日の頃から年の餅搗きの約束に、市附近の部落から出て来て、其の

日時が約束されて糯もちこめを準備して置けば、数人の人数しうじゆが甑ひしかま、蒸釜、竈及び臼、杵など持来つて、臼の周囲を取巻き、各自杵を下ろし時々喊声を揚げつゝ、餅を搗き終り、糯もちこめ一升に付き幾干といふ計算で搗賃を得て行くのである。

運蕎麥

十二月晦日に運蕎麥を食することは、殆んど全国的であらうが、佐賀でも矢張り此の風が伝つてゐる。

戸締り

藩政時代からの風習か、佐賀では夜間、風、雪、雨でもなければ大抵の家は戸締りを嚴重にせず寝に就く、尤も表戸は戸締り嚴重なるも他はソウでもなく、恰も無為にして治まる太古の風があつた、之も此地の一の美風と云へば美風かも知れぬが、人に油断を与へるもので、警察署からの注意もあり、其後は戸締りを厳にするようである。

煙火

佐賀地方は、氏神の祭禮または慶祝の日には、大抵煙火を發揚する風がある、蓋し祭典または慶祝に、景氣を添へん為めであらう、これ亦一種の土風である。

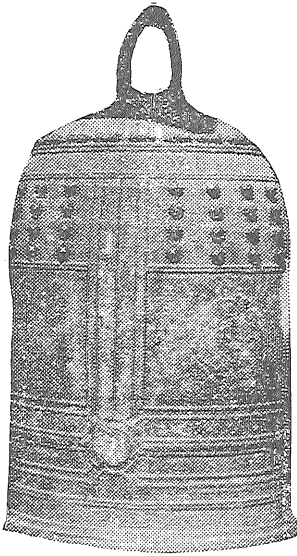
土用鰻

夏の土用の丑の日に「土用鰻」として鰻を食するは全国的であらうが、佐賀でも此の風習は伝つてゐる、又此日は炙を焼くもあり山野に薬草を採りに行くもある。

第五節 時報

時の太鼓

藩政の頃は城内から時の太鼓を打てゐた、即ち佐賀城鯨の門の東に少し通路に突出た石垣が「お太鼓櫓」跡で、ソコから打つのである、併し之は「時の太鼓」と云ふよりも登城時刻の太鼓と云ふが適當かも知れぬ、ソレは輕輩の藩士(?)は詫田、金立、千布、鍋島及び新庄等に住むもありて、城の太鼓が毎朝五ツ時(午前)鳴初むるのを聞いて、如上の各地から、徒歩で登城するのであるが、太鼓は非常に大きなもので之を打つに、ドーン〜と至つて悠長に打つたもので、新庄



邊の登城者が鯨の門を這入つた後までも、暢氣(のんき)に打つてゐたと云ふ、其の打終りは四ツ時(午前)で、其間は思ひ出したやうに打續けてゐたと云ふ。

鐘の鐘 市の時の鐘は、八幡神社の鳥居ど

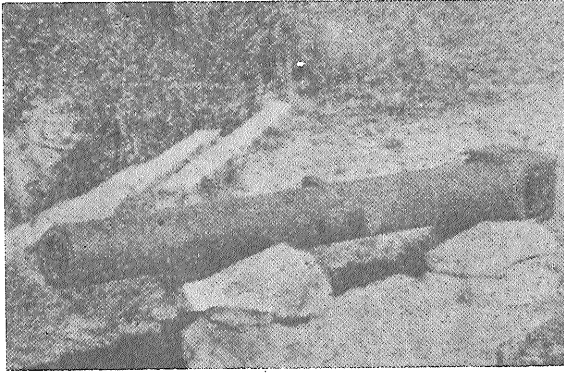
高寺の山門の間に鐘樓あり、其そこ知から時の鐘を撞てゐたので、世間では之を八幡社の鐘とか、高寺の

鐘とか称へてゐたが、実はこの宮や寺には何の關係もないのであつた、今少しく其訳を説くことゝしやう。

昔、高木町の真宗法頭の願正寺から時の鐘を撞て時報をしてゐたが、元祿九年に鐘に少しく鏽を生じたる爲め、更に之を鑄替へんかの議もあつたが、ソレは非常に費用もかゝり容易の事でない、然るに佐賀郡春日村玉林寺の梵鐘は形大きく、其声佐賀城下までも聞へるが、平生は餘り必要もないので、其の鐘を譲受けては如何との事に議纏まり、玉林寺に相談したるに、幸ひ承諾を与へられた、併し無償で譲受ける訳に行かぬので金百兩を以て譲受ける事とし、佐嘉に持運びて前記の地(八幡社と高寺の間)に新に鐘樓を設け、安政元年五月十五日より佐賀城下の「時の鐘」となつた(元祿九年より安政元年迄は百五十八年にして其間餘り永きに過ぐる如きも今は記録に依るのみ)

然るに其の譲受金は当時の町奉行所に預かり(玉林寺で再び鐘を鑄る時の爲めにか)毎年一定の利子を、支拂ふ約束してゐたそうだが、其後明治維新となり、廢藩置県となり、当時の町奉行所もなく、鐘の代償金百兩の行衛も、其の預り証書も判らなくなつたと云ふ、此事に就ては先年市参事会で一問題となつたが、今は預り証を出したと云ふ奉行所もなき事として、如何とも為しがたく、結局有耶無耶のうちに葬り去られ、只鐘のみは晝夜時報を怠らなかつた。

此の鐘は藩政時代には、四ツ五ツ六ツ七ツ八ツ九ツを晝夜撞鳴らし、鐘撞人夫には一ケ年、米六俵を支給してゐた由なるが、べんとう別当(町役)より幾干かの補助を爲して居たと、明治維新後は晝夜とも一時より十二時まで、毎時の時報を爲し、市より給料を支給し市民に時を知らせてゐたが、昭和三年三月一日の市会で之を廢止する事となり、同四月一日より廢止した、左れど久しき因襲もあり、市民の耳に深き因縁もありて尙ほ一、二年は有志の寄附金を以て時報を継続したが後には之も罷み、餘韻嫋々の詩的鐘声は遂に聞かれなくなつた。



午砲

此の鐘は元祿十年八月、梶氏谷口安左衛門尉兼清の鑄るところで、高さ六尺三寸一分、周り十尺四寸、口径は外徑三尺一寸二分、内徑二尺六寸四分、縁の厚さ四寸八分、鐘の厚味一寸七分あり、鐘樓は朽壞してゐたため解崩され、今は此鐘も昔の語り草となり了つた。

午砲

当市には「時の鐘」ありて、毎時の時報を為すも、時間の正確を期する為に市會議員中に、夙に

午砲を發射せんとするの議あり、砲の設備費及び其の一ケ年の諸経費は総て寄附金を以て支弁する事とし、既に明治二十四年中に之を設置したのである、然るに經費凡そ二百円(年額)を要するを以て、其の翌年一応廢止する事に決したが、市内多数の人達は継続發射を希望するので、遂に市費を以て之を發射する事となつた。

午砲は旧佐嘉城の天守閣跡に据え付け、毎日一回正午だけ發射して、時報の役を勤めてゐるが、昭和三、四年の頃に至りサイレンも設置されたので之亦廢止する事となつた、砲身は全長六尺四寸、砲口は外徑三寸五分、内徑三寸、周りは元一尺八寸、先一尺五寸、元は四角にして方七寸あり、多分は閑叟公時代の鑄砲の遺物ではなかつたかと思はる。

サイレン 野口市長時代に、内田市會議長(清)等が苦辛慘澹し

て、昭和三年五月、拾万七千円の經費を投して、其工事に着手し、翌

四年三月竣工したと云ふサイレンは、従来の「時の鐘」、午砲等に代つて毎日午前五時、正午、午後十時の三回に時報の役を勤め、また非常警報をも為してゐるが、彼の昭和七年六月一日の市庁舎火災の際は、之も鉄塔の殘骸空しく屹立して憐れなる有様であつた、左れど其後試験の結果、大した被害なきことが分りて修理を施し同年六月十日の「時の記念日」から、復又上記の時刻三度に時を報する事となつた。

第六節 佐賀市の徽章

佐賀市の「マーク」の記事を此欄に収録するは如何と思ふが、市は斯の如き「マーク」を使用してゐたと云へば、民風の一として數へられぬ事もないから、茲に収録し置くこととする。

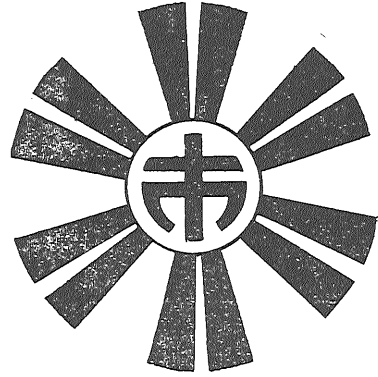
明治三十三年七月、佐賀市の徽章を「十二日脚」の中に、榮城(佐賀の別名)の「榮」の字を図案化して用ゐやうとの議があり、「十二日脚」は龍造寺氏の紋章にして、当市に因縁深きものありとし、同月七日の市会に、第三十三号議案を以て左の案を提出した。

第三十三号議案 本市の徽章を左の通り(図案略)制定せんと欲す

市長 石丸 勝一

本案は同月十六日の市会に於て、中心の「榮」の字は、他に適當のものあらば之を更正することを市參事會に一任する事となりて可決せられた。

其後石丸市長は「榮」の字に代ふるに「市」の字を以てする事を発案した、別にまた「榮」の字も「市」の字



佐賀市の市徽章

も入れずとも、「十二日脚」だけで、可ならずやとの説もあつたが、市長は単に「十二日脚」だけでは市の徽章たる意味を為さずと主張し、上図の如く「十二日脚」の中に「市」の字を挿入し、市会に提案して決定するに至つた。

左れば該徽章は其後専ら使用せられ、明治三十三年七月判定の佐賀市規則第三十号「汚物掃除規程第十三条にも

第十三条 掃除常雇人は市の徽章を附したる被服及び笠を着し且つ掃除に要する器具を携帯すべし

と規定せられ、また市協和館に於て使用さるゝ茶器などにも、現に此の「十二日脚」に「市」の字を中央に描出せるものある見受けるのである。

第三章 遊 戯

遊戯は其の種類甚だ多いが、旧來伝はつたるもの、或は近年流行し出して今は佐賀の児童が常に遊び馴れたるものに就て少しく挙げて見やう。

第一節 男 兒 の 遊 戯

馬乗り合戦 双方に分れた四人一組のもので、二人は肩を組み、一人は肩を組んだ二人の帯を両手に掴み、頭を二人の両肩の間より出し、背を曲けて馬の形となし、他の一人は其上に乗るのである、此の形を為せる幾組もの人数が揃へば、ココに合図を為して一度に双方から駈寄りて攻め圍ひ、馬上の敵を餘計に引落した方が勝である。

旗取り合戦 手頃の竹竿の上に旗を立て、合図に依りて双方一度に押寄せ、敵の旗を倒し取るのである、無論双方とも味方の旗は堅く守護して、敵に取られじと頑張るのであるが、其の守りを衝いて旗を例し、之を抜き取るので取られた方は敗である。

獨樂蹴り 獨樂遊びには獨樂蹴り、きせ、獨樂、懸け獨樂などの種類がある、其の獨樂蹴りとは初め「ほうに依てのショイの獨樂」と呼んで、兒童が一緒に獨樂を廻はし、自己の獨樂の消へぬやうに、獨樂の緒綱で纏りをかけて他の獨樂に近づき、其獨樂で他の獨樂を蹴りて消せは勝ちである、若し蹴り損じて却て自己の獨樂が消ゆれば、自己が負けとなる、同時に消ゆれば早く回はした方が勝である。

きせ獨樂 きせ獨樂とは他の廻ひつゝある獨樂に、自己の獨樂を以て其上から敲付けて、之を消せば勝ちであるが、若しソレが当らぬか、敲き付けた獨樂が廻はずして消ゆれば自己が負けである、双方とも獨樂が消れば、早く廻ました方が勝である。

懸け獨樂 獨樂に緒綱を絡めて、空に向けて投げ上げ、落来る獨樂を緒綱に受け止め、心に纏りを入れてピユウ〜と獨樂を上に乗ねあけつゝ、獨樂の落来る毎に、心に纏りながら遊び戯れるのであるが、上手の者は綱を自己の足をくゞらせなどして遊ぶのである、尤も此獨樂の心は獨樂に造り付けの木製の心が多

い。

竹馬 二竿の竹に岐木またきを付け、両手で竹の上端を持ち岐木またきに乗り歩きて遊ぶ、佐賀では之を「さぎアし」と云ふ、多くは冬の季節に此の遊びを為すが、上手になると一方の竿を擔ぎ一方でピン〜飛歩いたり、「入れ子」と云ふて右の足を左に、また左の足を右に突込んで竿の儘出し入れなどするものもある。

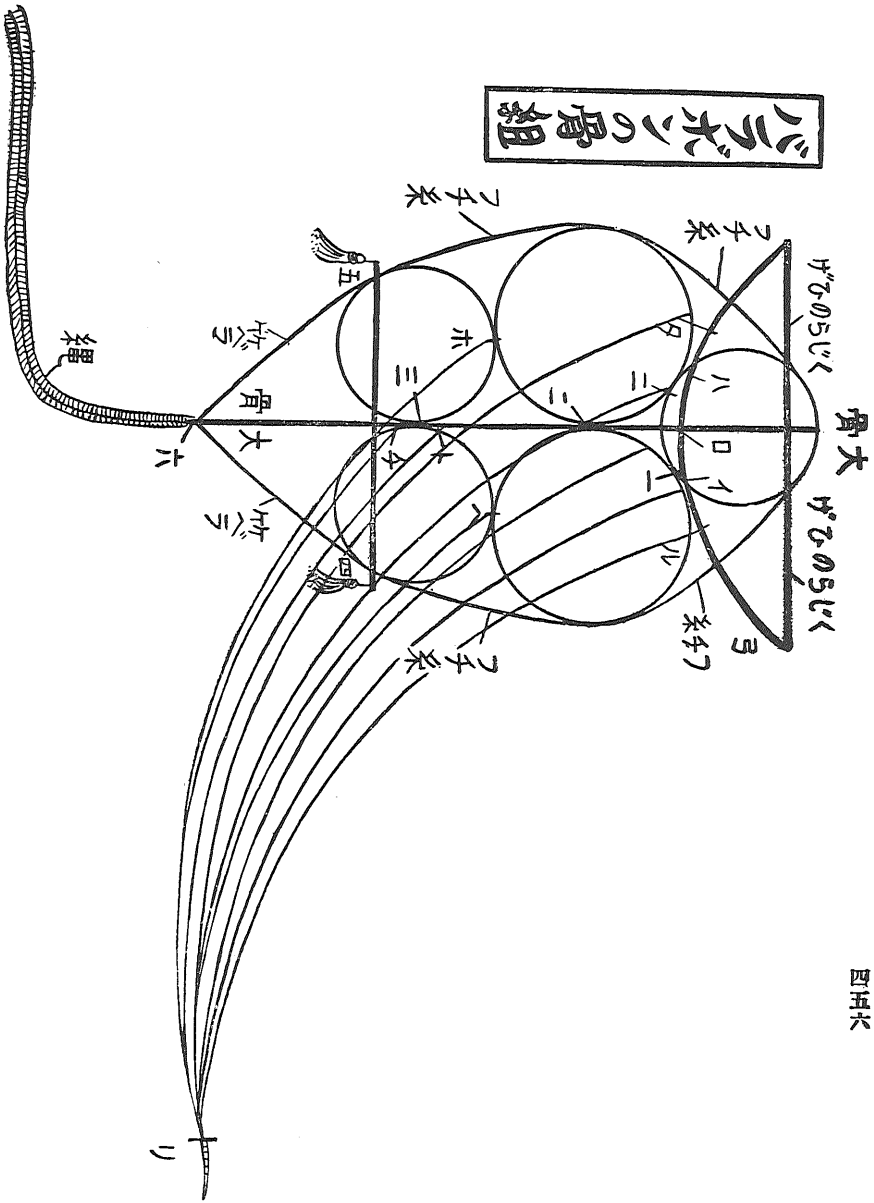
ねんぼう 手頃の木を切りて、其の先きを削ぎ尖らしとが地に打立て、一方から其の打立てた木に対して、打立つる勢あつてひで相手の木が倒れるまで交互に打つ、ソシテ倒された方が敗まひで相手の木は勝者の所有となる、之を「ねんぼう打ち」と謂ふ、但し仆した「ねんぼう」は立つて居らねば勝ちではない、此遊びは木ばかりでなく、釘、針金などを以てする事もある。

凧揚げ 佐賀では「とうばた揚げ」と云ふ、大空高く凧を揚げ其の糸を切りて、勝負を決するのである、糸には「チャン」と称へて、硝子こなを粉末にして飯粒で捏ね合はせ、ソレを凧の糸に十数間の長さ塗り、其下は普通の麻糸を用ゆる、そして一方の凧を目かけて、巧みに糸を操つて之に近附け先方の凧の糸にヒツかけて切るのである、勿論自分の糸を切らるゝ事もあれば、双方の糸が懸つたら、油断なく糸を手操り、或は伸ばして先方の糸を切る事に努めるのである。

バラボン 「バラボン」は凧の一種であるが、凧よりも大きいもので、風に乗じて之を揚ぐれば空中に於て「ウオーン〜」と云ふ音響を發して遠く聞える、「バラボン」は只その唸りを發する外には、蝶を開かせ樂まするぐらゐの遊びである。

「バラボン」の組立ては左図の如く、大骨に強い竹篋たけべちを円形にして五個を一、二、三の個所に結付け、丈夫な

パンボシの骨組



紙で張り、上部に竹篋で弓を作りて鯨の鬣を絃とし、(イロハ)に結び付け、更に眞直ぐな竹を取りて四、五に結び、之に房を附け(六)の所に二筋の繩を約三間ばかり下けて尻尾となす、糸は麻糸の丈夫なもの(稍大)五尺ばかり、(イロハニホヘトチヌル)に結び付け、(リ)の所で之を寄せ纏めて結び、更に長く丈夫な麻糸に継ぐ、蝶は初め紙で形を折り、中に「千羽鳥」と称へて紙など小さく切りて入れ、手許でバラボンの糸に結び附れば、蝶は風に従つて糸を伝ふて登り、糸に止めを附けたる所に至ればバツと開き、中から「千羽鳥」が出てテラ〜と空中に舞遊ぶと云ふ趣考である(図は高約四尺位のバラボンの骨組である)。

蜻蛉合せ

約三尺ぐらゐの竹と糸を取り、糸の一端は竹に結付け、他の一端には生きたる蜻蛉(佐賀では「ヤモ」と云ふ、但し蜻蛉の少し大きいもの)を結付けておどり囀となし、夏の頃に正午より午後三、四時頃までの間に、此の竹を振廻はして他の蜻蛉を捕へるのである、佐賀では之を「ヤモ合せ」と云ふ、児童は此竹を持ってお堀端などの空地に出で

「ヤモヨ、ヤモヨ、オトンに目蒐けて、こーんこ、ヤモヨ

と称へつゝ其竹を振廻はす、空中に飛廻はつてゐる「ヤモ」は、之を見て飛来り交尾せんとする時、竹を地に卸して之を捕ふ、若し捕らへられずして飛去れば

「高か上り水くりう、シヤンコ、シヤンコ、おろせ

と称へて又例の竹を振廻はす、囀の「ヤモ」と同性の「ヤモ」であれば喰合ふて放れず、異性の「ヤモ」なら交尾するので、其時竹を卸して直に捕へる事を得るのである、此の「ヤモ」合はせは朝夕は決して合はず、夏の頃正午から午後三、四時の頃に限ると云ふ。

また先の細き竹を長く取りて、之に鳥餅とりもちを先きから一尺乃至三尺位に塗り、蜻蛉の飛来るに對し、其の竹竿をビコ、く、させつゝ、蜻蛉を捕へるもあり、若し外それて他に遁れば

「アツチ行ゆくぎイ、ブン〜 蜂から刺さるゝ、コツチ来るが、ヨーカヨ

と称へて、例の竹竿をビコ、つかせ之を捕えるもあり。

棒仆し 旗取合戦と同様の遊戯で、双方に別れて各防禦と攻込みを分ち、両方に棒を立て数人若くは十

数人で之を守る、合図があれば双方一齊に喊声を揚げて、對手の棒に近附き之を倒しにかゝる、守る者は攻込む者を我棒に近附けじと防衛すれば、攻込む者は防禦者を押分けて棒に近附き、仆して棒の先きを早く地に着けた方が勝ちである、其の行動は旗取合戦と同様で、旗取は旗を抜き取り、棒仆しは棒の先きを地に着けるだけの違ひで、共に勇壯なる男性的遊戯である。

ペチャ 「ペチャ」とは葉書三枚位の厚さの円平紙で作り、英雄豪傑などを描ける玩具で、双方から先づ

「リヤンケン」で勝負を為し、負けた者が其一枚を下に敷く、勝ちたる者は其上に自己のペチャを敲き付け、其勢ひで敷きたるペチャを打起（表が裏になり裏が表になるを云ふ）せば、相手の負けとなりて其のペチャは自己の所有となる、打起し能はざる時は、自己のペチャが「敷ペチャ」となりて、相手がつレを打起すのである、恠くして多数のペチャを得たるを勝とするのである。

下駄隠し 幾人かの児童が一齊に、「牛うしイなれ、馬うまアなれ、起おこツか、眠ねむツか、ホイ投なけろ」と唱へて、各自片方の下駄を蹴り上ぐる、其の下駄が起きてゐる者は其儘に穿くが、裏返しになつた者の下駄は悉く集めて之を隠し、隠された者は之を見出して穿かねばならぬ、その時隠した者は一齊に「お茶粥喰ふか、飯喰ふか」と

連呼する、到底見出し得ぬ者は「お茶粥喰ふ」と呼んで一ツ殴らすると、隠した下駄を持来りて興ふる、此の遊びは男女共通のものにして男も、女も為して遊ぶのである。

此の外、相撲、ピン／＼飛び、ブランコ、輪廻し、弓矢遊び、蛇取りごと（隠れんぼう）、カッチャン鉄砲、水泳き、花火遊びなど種々あれども之を略す。

第二節 女兒の遊戯

はじき 「ね、貝」と称する小さな貝を、数を定めて出し合せ其の総数を掌に載せ、上に跳ね上げ、手の甲で受止め一ツの貝を残して他は振落し、残した一ツを落ちたる貝の傍に都合よく落し、貝と貝との中間に子指を入れたる後、一ツ／＼二度つゝ、拇指で弾き取るのである、若し弾く際に貝に当り損ねるか、他の貝に当れば次ぎの人に廻はすのである。

次の人は残りの貝を初めの如く掌から手の甲に、ソシテ又初めのやうにして、落ちたる貝を一々弾き取るのである、当らねば又次に廻はし／＼して遊ぶのであつて、其の弾く順序などは「リ、ヤン、ケン」か何かで決める。

糸取り 一人が手の首に糸をかけ、糸目の十文字などになつてゐる所に、他の一人が指をれ、または指を掛けて巧く之を我手に取り初めの者は又ソレを取り、色々な形に糸を取り替せしむる遊びである。

飯ごと 飯ごとは全国的に女の子の遊びであるが、佐賀では之を「ゴン、モイ、ギ、ツ、チ、ヤ」または「ゴン、モイ、

と云つてゐる、家の表や又は裏手、草原、空地などを其遊び場所とし、草座こざや筵むしろを敷きて、座敷、臺所などを作り、色々な草の葉、果物または喰物を集め、ソレを庖丁で切り、器具に盛り、客に膳部を出すことをして遊ぶのである。

綱飛び 数名が集り、二人が綱の端し〳〵を握りて之を廻せば、一人は其綱を飛びて遊ぶ、若し飛損とびそとねると代つて次に廻はす、ソシテ初め飛でゐた者は代て綱を廻はし、綱が飛ぶ者の足にかゝりなどして、完全に飛び得ざれば之も次ぎに回はして代る、その綱飛には左の如き歌を謡ふことがある。

「波はドンドと打寄て、此処は海べの山の上、青空高く聳へ立ち、錦の旗が立てゐる

羽根つき 「むくろつき」とも云ふ、「むくろ」の種子に小さく穴を穿ちて鳥の羽根を差し、羽子板を持つて之をつき上げて遊ぶ、多くは正月頃の女兒の遊びである、その唄は実に地方的で左の如きものがある。

「ヒイ、ライ、ライ、ごんほうライ、ライ、三日月さんについたらば、コウコで十オ

「ヒイふくれた、オンみいさん、夜も晝も、頭中かぶつて、おむすびア十オ

「日見イ、矢上、諫早、松原、コウコで十オ

日見、矢上、諫早、松原は長崎県下に在り藩政時代佐賀關係の地名にして、昔から羽子突き唄に之を取入れて之を謡たものであらう。

鞠つき 即ち手鞠つきてまりで其の唄は種々あるが郷土色あるものを、左に、一ツ二ツ掲げやう

「からたち、から梅、からすが一羽止つた、此のお手鞠てまりア、誰れにあけましょ、花の何某さんなんがし（次ぎ渡す人の名を呼ぶ）にあけましょ、ヨウ受取うけとンさいの

と謂つて居た鞠を渡す名を呼ばれた娘は直に

「ヨウ受取りました

と唄ひつゝ、その鞠をつき続け又前の唄をうたつて次ぎの娘に渡し何人も交るゝ突き遊ぶのである、更にまた

「葡萄ぶどうやゝ梅の花、夜はつほみて朝あさばさと、一匁もんが葡萄ぶどうなら、二匁もんはエ、二匁もんが葡萄ぶどうなら三匁もんはエ……と十匁まで順々に匁を上げて、鞠をつき回はすのである。

「あやとり」 手鞠を空に投げ上げて、之を「あやどり」するのである、その歌に

「ソラ〜〜一杯そ蕎麦そばすゝろ、ソラ〜〜二杯そ蕎麦そばすゝろ

以下三杯、四杯と数へるのであるが、その度毎に自己の唇くちびるを指もて押へ、一杯目には一度、二杯目には二度、三杯、四杯と三度、四度、五度と高く鞠を投上げ、その落ちて来る間に、四度五度と唇を押へるのだから、餘程機敏に手を働かせなければならず、到底十杯の蕎麦をすゝり得る事は不可能で、次ぎへ回はさねばならぬのである。

お手玉

お手玉は佐賀では七ツの手玉を使ふを普通とするが、間には九ツ、十一、十三、及び十五の玉を使ふこともある、其の使ひ方を記するは面倒なれば、唄(?)だけを記する事とする、但し茲には七ツ手玉を記す一ツは自分の手玉である。

お一ひ

お二ひ

お三ひ

お四ひ

お五ひ

お六ひ

ソレから

「万歳」として手を高く伸ばし、恰も万歳を叫ぶときの状を為して張る、その綱を飛越すのであつて、若し飛損ずれば交代して次ぎの者に代る。

兎の仔取り

幾人もの子供が、帯に捕つて後の方に列を作つて続き、仔兎こつぎになる者も亦帯に捕へて列の最後に在り、別に「仔兎取り」になる者が一人列外にゐる、列の者は皆仔兎の擁護者で左の歌を齊唱する。

「今日は日のよか、兎の仔取らう、親が死ぬ時ア、仔は誰だれエ呉りゆう

此の時、列外の「兎の仔取り」が「已れエ呉いヤイ」と云へば

仔兎の擁護者は「取イゆツコンなら、取ツて見やい」と云ふ、ソコで列外の「仔兎取り」は列後の仔兎を捕へようとする、列の真先きにゐる擁護者は、両手を抜けて小兎を庇かばひつゝ、右に廻はり、左に転じ、結局之を捕へらるれば、又前の如く代りて、仔兎捕りの遊びをする。

わたしの牡丹

子供が集り、歌「わたしの牡丹はよい牡丹、お耳を押へてスツボンボン、頭を押へてキラキラ」と謡つてゐる、これを「甲」とする、他の一人「乙」が其遊に加はらんと

乙　　かっちエンカンタ（私も遊びに加へて下さいと云ふ方言）と云ふ

甲　　イヤベ（イヤヨとて拒絶する）

と云つて又も「わたしの牡丹」を謡ひつゝ遊んでゐると、更に乙は

乙　　モウ帰へらう、と云ふ

甲　　ナシかんた（何故かと尋ねる）

乙　　モウ御飯もん（御飯時だからと答へる）

甲 送つて来んネ（送つて行かうか）
と謂つて、送る道すがら

甲 誰だイぢやイのうしろへび後に蛇へびがをる（と連呼する）

乙 私わたしし？（と問ふ）

甲 イ、エ（と答へ）またも続いて

甲 誰だイぢやイのうしろ後ろうしろに蛇へびがをる（と又も連呼する）

乙 わたし？（と問へば）

甲 ソウよ（と答へて遁け散る）

ソレを追ひかけて、乙は甲の内の誰かを捕ふれば、ソレが今度は乙となりて、また初めの如く「わたしの牡丹」を譲つて交代して遊ぶのである。

尙ほこの外「かごめ〜」とか、「山田の嬢ちゃん」とか、「お嬢さまお這入り」とか、新しい遊戯があるやうであり、手鞠歌などにも新しいものがあるやうだが、これらは皆省略して後日のこととする。

第四章 郷土歌謡

第一節 童謡

童謡は其地々の童心民情を諳つたもので、之を聞けば幼少の折りが思ひ出され、実に懐かしいものである、佐賀にも昔から種々あつたであらうが、時勢と共に移り行きて今残つてゐるものは尠いが、二、三を記して見よう、毎年十二月の半頃から正月にかけて、児童はコンナ歌を諳つて遊ぶ。

「正月さんの来んさツ時ア何ん持つて来んさツシヨ、鶴の羽にモロモキ、橙、トコロや俵箸、蜜柑にク、イ、イ、(勝ち栗か)、吊柿や

ソレから、蜚飛ぶ頃になると、竹箒や、「からし殻」の束ねたの持ち、蜚箒を提げて宵闇の街の川岸やお堀の辺を左の唄を唄ひつゝ、逍遙する、ソシテ竹箒や「からし殻」などて蜚を打落して捕へるのである。

「ホ、ホ、蜚来い、アツチの水アにがいぞ、コツチの水ア甘いぞ、ホ、ホ、蜚来い
また斯う云ふのもある。

「ホ、ホ、蜚ぎアに水くりゆう、濠の水くりゆうか、川の水くりゆうか、濠の水くりゆうよりか、川の水くりゆうよ

七月の七夕頃になると、左の童謡を口吟む者もある。

「七夕は、たなから落ちて腰打つて、痛さこらえて、西瓜一ト切れ

七夕の「たな」と棚の「たな」とをかけて、腰の痛さと、西瓜とに結び附けた歌であらう、それから冬になり、四面荒涼、太空ドンよりと打曇り、寒風凜烈、時折り雪を降らし、膚を刺すやうな寒い頃になると、子供は此寒さにも怯けず諳つて曰ふ

「雪もこうろ、霰もこうろ、天徳寺の橋の下ア、鳥が三びき止まつた、何ンひやアて止つた、雪駄穿アて

止まつた、雪駄ゆきなツて、雪もこうろ、こうろ

天徳寺とは点合町にある臨済宗の寺である、コンナ歌を聞きつゝ、襟巻きに埋まつてお堀端あたりを通れば、お堀の水に鶺鴒が浮いて、餌を漁り水をくゝつてゐる、又も子供がお堀の岸に立つて

「きやア、つぐろの頭に火が附いた、ブルツとすんだりや、チ、消えたと呼ぶ、

佐賀の方言で、鶺鴒の事を「きやアつぐろ」と云ふ、彼れが餌を漁つて、水に潜んだり、浮いたりする様は、頭に附いた火を消さんとして水を潜るゝが如きしぐさを云つたものである。

子供同志が擲掬半分に「何処の人か」といふやうな時、又粗忽を咎むるやうな時、

「お前や、何処からカイ、慶長町の橋からバイ、けいし、けもつれて、化粧の水蹴こべた

慶長町とは、今の牛島町である、慶長町、けいし、けもつれ、化粧水、蹴りこぼすなど「け」の字の疊用と粗忽な動作を諷つた童謡であらう。

また遊び事してゐる所を、に通るときに目を閉つて

「私や、盲目ぢやッけん、当つたコンナラ、御免なさい

と謂ひつゝ、故らに通ることもする、これは悪戯半分にする事である。

「コト〜、何のこと、荒神めくらの杖のこと

是は「何事かと」五月蠅く子供などから尋ねられる時などに、斯様に謂つて其の答を避けるのである、之にも「いと」の疊用が用ゐられて居る。

第二節 民 謡

古来全国的に子女の三絃、または琴の稽古の手解きになれる、「高い山から谷底見れば」の歌は佐賀の横尾紫洋の作と謂ひ伝へられ、端歌「春雨」は小城の柴田花守の作と云はれてゐるが、外にも尙ほ都々逸調その他の佐賀民謡が伝へられ、佐賀独特の歌詞、歌節を作り出されたものがあろうが、時の移り替り、世の変遷につれ、次第に口にする者がなくなつたであらうことは最近の流行歌に見ても知れるのである、たゞ古く残つてゐるものこゝ

「佐賀名物ア、何ア事こツきやア、こんつきしよう、アラいやばん、何うしゆうか、戯串しごさんな」と云ふ歌あり、是は佐賀の下層社会の言葉を取つたもので、歌詞甚だ野卑ではあるが、人々の口に膾炙してゐるので、民謡として棄てる訳には行かぬ。

「拙者元来鍋島育ち、豪氣朴訥ありま、

「武者者でも鍋島育ち、嚙めばかむ程味がある

これは佐賀人は交際すれば友情にも厚く、心切であるとの意であらう。

「菊は栄える、葵は枯るゝ、西の茗荷に花が咲く

明治維新ごろの歌で、菊は朝廷の御紋章、葵は徳川氏の紋章、ソシテ茗荷は、鍋島家の紋章を云ふのである、即ち江藤、副島、大隈、大木、佐野などの志士が、鍋島藩から簇出して、明治の鴻業を翼賛し奉り、西国の鍋島

かじ、や、に、蟹漬け

以前から佐賀に流行してゐる民謡に、蓮ノ池節(？)といふがある、元は蓮ノ池辺の座頭が門附けなどして謡つてゐたといふ、一、二を拾ふて見やう。

「一で白かもんナ、豆腐に初雪、源氏の白旗、横丁の角の白壁、女中さんの内股

「一で赤かもんナ、法印さんの衣か、お稻荷さんの鳥居か、朱か紅か、お猿さんお尻か素海老のいで、鼓か

「蓮ノ池の在郷辺から、糊附け着物に、小倉の帯締め、願正寺みやア、リ(参詣)すつときア、ちようどサ、イバ、蕨人形

横尾紫洋の作と謂はるゝ、「高い山」の歌は、佐賀では本文の歌詞に色々の文句を加へて謡ふ者がある、その一、二を説介する。

唄「高い山から 文句「何処(どこ)ばし見たかん 唄「谷底見ればノウウ 文句「ソリヤ又、何ンちゆう柿の木イ、南

瓜(うり)ばし、なつて居(を)イばし、しばし、しとツた、ちゆうかんの、何ンのこなた 唄「瓜(うり)や茄子(なびす)の 文句「トコ、ドツコイ 唄「花盛りの」 文句アラよう、マア、そんぢやろ、く

文句はナカ〜 謂ひにくいようであるが、それをスラ〜と謂ふ所に妙があるらしい。

唄「裏の小溝から 文句「鱈(たら)ばし出たかん 唄「蛇(へび)が出たじやけなの 文句「そりや又何ンちう、ひゑまき村の、善定院ちゆう、仏説盲人(ぶつせつめくら)ば、頭(あたま)から尻(しり)まで、ズーズラ、ズーツて、呑(の)みばし、しばし、しよつた、ちゆうかんの、何のこなた 唄「蛇(へび)こた蛇(へび)けれど 文句「トコドツコイ 唄「嘘(うそ)じやけなタン 文句「アラよう、マア、そんぢやろ〜

唄「恋し小川の、鶉の鳥見ればの 文句「ソリヤ又何故かん、十百斤もあるごたる、鯨はし啣まうて、居いばし、しばし、しとつた、ちゆうかんの、何んのこなた 唄「鮎を喰へて、文句「せの、セッセの、唄「瀬を上るたん 文句「アラよう、マア、そんじやろ〜」

更に大正時代より、昭和の初め頃に当りて、盛に郷土宣伝小唄が流行し、佐賀でも矢張り、「葉隠行進曲」とか、「佐賀小唄」などが製作せられて、蓄音機に吹込み、新民謡として謡はれたものである、その二、三を左に拾つて見よう。

新民謡 葉隠行進曲

「薰るくすのき、葉隠の庵に、しのぶ老士の尊い垂訓、道を開きし四誓願、今も承けつぐ佐賀藩論語、見よや葉隠れ、教へはたかし
「祀る祖先は松原神社、割て見せたや鍋島氣質、負けじ魂、熱と意気、鍛えうけつぐ、武士気性、見よや葉隠れ、我等の意気を

新民謡 佐賀小唄

「花は神野か多布施の堤、舟で遊ぼうか芝生に寝よか、桜木に咲く、水に咲く、サツサ、イヤサカ、水に咲く

「燈る鈴蘭白山通り、誰か待つような、元町行けば、ジヤズが身に泌む、泌み泌みと、サツサイヤサカ、泌み泌みと

新民謡 佐賀行進曲

「水は川上、さくらは神野、夏は多布施の舟遊び、フツと見そめた娘の肩に、憎くや螢が飛んで来る

「映る灯かけは、江瀬端通り、恋の今宿宵の口、三味や太鼓のアノさどめきも、更くれば田いお月さま

新民論 佐賀はよいとこ

「佐賀はよいとこ、城下町、楠の若葉もソヨくと、エー暮れりや、白山人通り、ともる鈴蘭、花の町、ホ

ンニ、ヨカナイ、ヨカトコロ

「水郷川上夕涼み、紅い雪洞屋形船、エー浮いて流れりや神野のお茶屋、水に螢が身を焦すホンニ、ヨカ

ナイ、ヨカトコロ

第十九編 観 光

第一章 観 光 地

第一節 観 光 協 會

佐賀が雄藩の後として、その施設の見るべきもの種々あり、殊に明主鍋島直正（閑叟）は長崎警備の関係等より、泰西諸国の文物輸入に力を致し、文学、兵備、衛生その他全国に魁けて為せる事業は尠からぬ程であつたが、明治維新と共に多くば其跡を絶ち、世の推移に伴ひ、現今ではたゞ一の語り草として伝ふるに過ぎざる